

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都八王子市高月町515番地

氏名 有限会社高興
代表取締役 石川 市郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

八王子市長 初 宿 和 夫



許可の年月日 令和 6年 5月21日

許可の有効年月日 令和11年 2月22日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く）、がれき類
(以上7種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面の通り）

所在地： 東京都八王子市高月町515番地

3 許可の条件

- 中間処理は本市の承認を得た方法により行うこと。
- 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

4 許可の更新・変更の状況

平成16年 2月23日 新規許可
令和 6年 5月21日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

(裏面)

許可番号 第109-20-061764号

2 事業の用に供する施設

所在地 東京都八王子市高月町515番地

施設面積: 581 m²

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	許可番号	設置年月日
					設置許可年月日
破砕	廃プラスチック類	4.8 t/日	4.10(t/日)	-	平成 9年 5月 1日
	金属くず	4.8 t/日			
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードを除く)	4.9 t/日			-
	がれき類	3.1 t/日			
破砕	木くず	98.4 t/日	98.40(t/日)	第52013号	平成 9年 5月 1日
	紙くず	-			平成13年 2月 1日
	繊維くず	-			

(以下余白)